

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
7月13日
(火曜日)

目次

○規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進課)	一
旅館業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	一
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	二
救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)	三
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	三
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	四
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	五
指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	六



山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七十号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八年山口県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二号中「及び小野村」を「、小野村、吉部村及び船木町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年山口県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「第四条第十七号」を「第四条第二十一号」に改める。

第五条第一号イ及びロを次のように改める。

イ 大腸菌は、検出されないこと。

ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でないと認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。

第五条第二号ロを次のように改める。

ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でないと認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。

第六条を次のように改める。

(残留塩素濃度の基準)

第六条 条例第四条第九号の規則で定める濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度とする。

一 遊離残留塩素濃度 通常の状態において一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、かつ、一リットルにつき最大一ミリグラムを超えない濃度

二 結合残留塩素濃度 一リットルにつき三ミリグラムの濃度

第七条第一項を次のように改める。

条例第四条第二十号の水質検査(以下「水質検査」という。)は、入浴の用に供す

一

る湯水(浴槽水を除く。)にあつては別表の一の項、二の項又は三の項及び四の項から七の項までの中欄に掲げる事項(第五条ただし書の規定により同条第一号口からホまでの基準の全部又は一部を適用しないことができる場合にあつては、当該基準に係る事項を除く。)、浴槽水にあつては同項の中欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第七条関係)

項	事 項	方 法
一	大腸菌	特定酵素基質培地法
二	全有機炭素の量	全有機炭素計測定法
三	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
四	水素イオン濃度	ガラス電極法
五	色度	比色法又は透過光測定法
六	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
七	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別記第一号様式の添付書類10中「第4条第17号」を「第4条第21号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十二号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山口県規則第六十六号)の一部を次のように改正

する。

第二条第三項第七号中「第四条第二項第十五号」を「第四条第二項第十九号」に改める。

第七条第一号イ及びロを次のように改める。

イ 大腸菌は、検出されないこと。

ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でないと認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。

第七条第二号ロを次のように改める。

ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でないと認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。

第八条を次のように改める。

(残留塩素濃度の基準)

第八条 条例第四条第二項第五号の規則で定める濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度とする。

一 遊離残留塩素濃度 通常の状態において一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、かつ、一リットルにつき最大一ミリグラムを超えない濃度

二 結合残留塩素濃度 一リットルにつき三ミリグラムの濃度

第九条第一項を次のように改める。

条例第四条第二項第十八号の水質検査(以下「水質検査」という。)は、飲用に供する湯水にあつては別表の一の項から五の項まで、六の項又は七の項及び八の項から十二の項までの中欄に掲げる事項、入浴の用に供する湯水(浴槽水を除く。)にあつては同表の二の項、六の項又は七の項、八の項及び十一の項から十三の項までの中欄に掲げる事項(第七条ただし書の規定により同条第一号口からホまでの基準の全部又は一部を適用しないことができる場合にあつては、当該基準に係る事項を除く。)、浴槽水にあつては同項の中欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第九条関係)

項	事 項	方 法
一	一般細菌	標準寒天培地法

二	大腸菌	特定酵素基質培地法
三	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
四	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
五	塩化物イオン	イオンクロマトグラフによる一斉分析法又は滴定法
六	全有機炭素の量	全有機炭素計測定法
七	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
八	水素イオン濃度	ガラス電極法
九	味	官能法
十	臭気	官能法
十一	色度	比色法又は透過光測定法
十二	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
十三	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又は過濃縮法

別記第一号様式の添付書類7中「第4条第2項第15号」を「第4条第2項第19号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十三号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第一条の二」「第二条の二」に改める。

第二章中第二条の前に次の一条を加える。

（就業環境の整備）

第一条の二 救護施設等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第二章に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第二条の二 救護施設等は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十七章 雑則(第四百四十四条) 附則」に改める。

第七条の四を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とし、第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(重要事項の電磁的方法による提供)

第七条の二 指定居宅介護等事業者は、条例第九条の規定による書面の交付等をする場合においては、利用申込者からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により提供することができる。

第五十五条中「第七条の三」を「第七条の二、第七条の四」に改め、「において」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第二十三条において準用する条例」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六十六条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第二十九条において準用する条例」と、」を加える。

第七十八条中「第七条の二」を「第七条の三」に改め、「において」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第三十三条において準用する条例」とを加える。

第八十六条中「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第三十七条において準用する条例」と、」を加える。

第七十七条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、」を加える。

第一百二十二条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、」を加える。

第一百九条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、」を加える。

第二十九条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、」を加える。

第三十一条中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条

例」と、」を加える。

第三十一条の九中「第七条の三」を「第七条の四」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十七条の三において準用する条例」と、」を加える。

第三十一条の十四中「第七条の三」を「第七条の四」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十七条の五において準用する条例」と、」を加える。

第三十三条中「第七条の三」を「第七条の二、第七条の四」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、」を加える。

第三十三条の八中「第七条の三」を「第七条の二、第七条の四」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九条の三において準用する条例」と、」を加える。

第三十三条の十二中「第七条の三」を「第七条の二、第七条の四」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九条の五において準用する条例」と、」を加える。

第三十五条第二項中「第二十三条」と、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十条の二第二項において準用する条例」と、」を加える。

第三十六条第四項中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十条の三第二項において準用する条例」と、」を加える。

第三十六条の二第三項中「第七条の二」を「第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十条の四第二項において準用する条例」と、」を加える。

第三十六条の三第二項中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十条の五第二項において準用する条例」と、」を加える。

第三十六条の四第二項中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十条の六において準用する条例」と、」を加える。

第三十七条第七項中「第七条の三」を「第七条の四」に改め、「第二十三条」と、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十一条において準用する条例」と、」を加える。

第四十二条第二項中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、

「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十六条第二項において準用する条例」と、」を加える。

第四百三十三条第五項中「第七条の二まで」を「第七条まで、第七条の三」に改め、「において、」の下に「第七条の二中「条例」とあるのは「条例第六十七条第五項において準用する条例」と、」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十七章 雑則

(電磁的記録等)

第四百四十四条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第七条の二(第五十五条、第六十六条、第七十八条、第八十六条、第七十条、第一百二十二条、第一百九条、第二百二十九条、第三百三十一条、第三百三十一条の九、第三百三十一条の十四、第三百三十三条、第三百三十三条の八、第三百三十三条の十二、第三百三十五条第二項、第三百三十六條第四項、第三百三十六條の二第三項、第三百三十六條の三第二項、第三百三十六條の四第二項、第三百三十七條第七項、第四百四十二條第二項及び第四百四十三條第五項において準用する場合を含む。)を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第七十五号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第十五条第二項第四号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第六号中「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第三十五条から第五十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条第二項中「第三十二条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第三十五条とし、第十六条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の一条を加える。

(重要事項の電磁的方法による提供)

第十六条 指定障害者支援施設は、条例第十一条の規定による書面の交付等をする場合

においては、利用申込者からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により提供することができる。

本則に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十一条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものにつ

いては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第十六条を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十章 雑則（第六十五条）附則」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（重要事項の電磁的方法による提供）

第十一条の二 指定児童発達支援事業者は、条例第十二条の規定による書面の交付等をする場合においては、利用申込者からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。

第四十九条中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例」と、」を加える。

第五十三条中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と、」を加える。

第五十七条中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第三十五条において準用する条例」と、」を加える。

第五十八条中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第三十七条において準用する条例」と、」を加える。

第六十一条第四項中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第四十条第二項において準用する条例」と、」を加える。

第六十三条第三項中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第四十二条第六項において準用する条例」と、」を加える。

第六十四条中「第三十三条」と、」の下に「第十一条の二中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第六十五条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定（第十一条の二（第四十九条、第五十三条（第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条、第六十一条第四項、第六十三条第三項及び第六十四条において準用する場合を含む。）を除く。）において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることのできる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児であるときは、当該障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十七号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雑則（第五十一条）附則」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（重要事項の電磁的方法による提供）

第九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、条例第九条の規定による書面の交付等をする

る場合においては、利用申込者からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。

第五十条中「第三十四条」と、「の下に「第九条の二中「条例」とあるのは「条例第二十三条において準用する条例」と、「を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第五十一条 指定障害見入所施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害見入所施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定（第九条の二（第五十条において準用する場合を含む。）を除く。）において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児であるときは、当該障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年七月十三日
印刷
令和三年七月十三日
発行

発行人
所

山口県知事
山
口
県
知
事
庁